

令和 8 年度 徳島県看護職員キャリアアップ支援事業 (看護師の特定行為研修受講支援事業) 実施要領 (案)

※この実施要領は令和 8 年度 (案) であり、補助率、基準額等について、今後変更することがあります。

1 事業目的

在宅医療等の推進を図っていくため、特定行為に係る研修を修了した看護師を養成していく必要がある。

そこで、看護師の特定行為研修の受講を促進するため、研修受講等に必要な経費の補助を行う。

2 補助対象

・事業の実施主体は、病院等(※)とする。

(※) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 8 6 号）第 2 条第 2 項に規定する病院等をいう。（病院、診療所、訪問看護ステーション等）

3 事業内容・対象経費等

○事業内容

看護師の特定行為に係る研修受講の促進を図るため、研修受講に係る経費の補助を行う。

○補助対象経費

受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当

○補助基準額

研修受講者 1 名あたり上限 1,200 千円

○補助率

1 / 2

※ 補助対象経費は、当該年度内に病院等が負担した経費に限る。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。